

令和6年10月7日

各 部 室 か い 長 様

財政部長 柴 田 健 治

令和7年度予算編成方針について

1 国の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2024」によると、我が国経済は、コロナ禍による落ち込みから回復し、33年ぶりの高水準の賃上げ、史上最高水準の企業の設備投資など、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えており、今後は、足下の賃金上昇を構造的な賃上げに結び付けるとともに、官民連携による前向きな投資を喚起することで「成長と分配の好循環」につなげていくとされています。また、令和7年度の予算編成に向けては、EBPM や PDCA の取組の推進やワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底し、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとされています。

また、本基本方針等を踏まえた、総務省の令和7年度概算要求においては、地方の歳出水準について、「一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」するものの、「経済・物価動向、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する」とされており、引き続き今後の動向を注視していく必要があります。

2 本市の財政状況と見通し

本市の財政状況は、令和5年度決算では、3年続けて実質単年度収支が黒字となり、そのうち一定額を財政調整基金へ積み増すことにより、将来に向けた行政需要への備えを進めることができました。これは、特別交付税の増や国庫支出金等の超過交付金などによる要因が大きかったことに留意する必要がありますが、決算において財政調整基金からの繰入れを行わないことを目指し、各部各課において事業の厳選や財源の確保に継続して取り組み、当初予算編成時から繰入額の縮減に努めてきた成果でもあります。一方で、令和6年度の当初予算編成においては、多額の財政調整基金からの繰入れにより収支均衡予算を編成しており、現時点では決算時にその繰入れを全て解消することは難しい見込みであります。

また、自治体の財政力の強弱を測る指標である財政力指数は、令和5年度では0.465(3か年平均)で、標準的な行政サービスを提供するのに必要な財源の5割以上を普通交付税に依存する状況にあることや、経常収支比率は93.4%と、90%を超える高い状況が続いており、政策的な事業の実施に使うことのできる財源が少なく、依然として硬直した財政構造となっています。

令和7年度の本市財政においては、今後の国の税制改正などの動向を注視する必要はありますが、一般財源の大幅な増収は見込めない中であって、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の、歳出増要因が拡大し、現時点においては、令和6年度と同様、歳出に対し多額の歳入が不足することが見込まれます。

さらに、昨年12月に策定した「小樽市中長期財政収支計画」の収支見込みにおいても、令和8年度以降も、歳入が不足する厳しい財政運営となることを見込まれていますが、そのような中であっても、必要な行政サービスを低下させることなく、多様化・複雑化する行政諸課題への対応や、予定された公共施設の更新などを進めていくためには、同計画に基づく収支改善策を着実に進め、将来にわたり安定的な財政構造の確立を図っていく必要があります。

3 予算編成の基本方針

本市の最重要課題である人口減少問題や、多様化・複雑化する行政諸課題を着実に解決へと導く施策を進めるためには、限られた財源の効果的・効率的な配分が必須となります。歳出増要因の拡大が見込まれる中、令和7年度も、子育て・仕事・移住を柱とした人口対策、自治体DX、ゼロカーボンの推進に当たっては、予算の重点的な配分の視点を持ち、必要な施策を適切なタイミングで実施したいと考えており、そのためには、職員一人一人があらためて本市の行政課題・財政状況を深く認識し、前例にとらわれることなく、全ての事務事業について、その必要性を検証し、コスト意識を持って施策の優先順位を洗い直すとともに、創意工夫と柔軟な発想により積極的な事業の合理化・効率化を進め、財源を生み出す必要があります。よって以下の点を基本方針として予算編成に取り組むこととします。

- ① 「第7次小樽市総合計画」に掲げる本市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すため、まちづくり6つのテーマや、「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」などの各計画との整合性に留意し、事業の構築を行うこと。
- ② デジタル化の推進及びICT活用による行政業務の効率化や市民サービスの向上及び職員の働き方改革の推進に向けて、AIやRPAなどの新たなツールを積極的に活用する取組について費用対効果等を踏まえ検討すること。
- ③ 小樽市ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、公共施設等の整備に当たり、温室効果ガス排出量削減に配慮したエネルギー効率の高い機器の導入や二酸化炭素を発生させない再生可能エネルギーの活用など、費用対効果の最大化が図られるよう検討を進めること。また、検討に当たり、国及び北海道の補助制度や補正予算の動向を注視し、財源確保に万全を期すこと。
- ④ 各部長はマネジメント能力を発揮し、事業目的や成果目標に合わせてより良い方向性を検討し、目的が達成された事業や民間で対応可能な事業については、関係団体や関係者等と精力的に協議を行うなどにより、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。特に、事業開始後、長年経過している事業、費用対効果の低い事業については、行政関与の必要性や、緊急性を踏まえ、重点的に徹底した見直しを行うこと。なお、原則として新規事業の創設や既存事業の拡充に必要な財源については、事業の新陳代謝により捻出すること。
- ⑤ 新規・拡充事業については、次に示した項目を踏まえ要求すること。
 - ア 新規事業は、事業の公益性はもとより、その必要性、緊急性などを十分に検討するとともに、事業の終期あるいは事業の存廃を判断する時期を設定し、後年度の負担を明らかにした上で要求すること。
 - イ 既存事業の拡充は、これまでの成果を検証するとともに、拡充によって得られる費用対効果を示し要求すること。
- ⑥ 新規・拡充・継続事業にかかわらず、経費の積算については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模や単価等の積算根拠を十分に精査し、所要額を適切に見積もること。

- ⑦ 国・道支出金については、国・道の予算編成や補助制度の動向を把握し、新設の補助はもとより、補助制度の変更に的確に対応し、補助対象となるものは必ず活用すること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業選択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しや人件費の増加を招かぬよう、十分留意すること。

また、財源の検討に当たっては、民間団体による地方公共団体向けの資金助成なども含め、広く情報を収集し、積極的な歳入確保に努めること。

- ⑧ 令和7年度予算要求に当たっては、「別途通知」する予算要求基準枠の範囲内となるよう各部において調整の上、要求すること。

ただし、最重要課題である人口減少問題をはじめ、自治体 DX、ゼロカーボンの推進に関連する新規事業の要求については、基準枠の対象外とする。